


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規 則

秋田県企業局の主要な職員に関する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則(六〇・人事課)

秋田県漁業調整規則の一部を改正する規則(六一・水産漁港課)

公営企業管理規程

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程(一三・企業局総務課)

規 則

秋田県企業局の主要な職員に関する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十月二十九日

秋田県規則第六十号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十号

秋田県企業局の主要な職員に関する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

(秋田県企業局の主要な職員に関する規則の一部改正)

第一条 秋田県企業局の主要な職員に関する規則(昭和三十九年秋田県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次のとおり」を「企業局の局長、次長、参事及び課長」に改め、同条各号を削る。

(地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部改正)

第二条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則(昭和四十年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。

秋田県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十一号

秋田県漁業調整規則の一部を改正する規則

秋田県漁業調整規則(昭和三十九年秋田県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の表中「以内の秋田県沖合海域。ただし」を「(北緯三十九度十五分十秒の線と北緯三十九度二十分十秒の線との両線間における海域については毎年十一月一日から十二月三十一日までの期間は三海里」に、「あつては、」を「ついては」に、「最大高潮時海岸線から一・五海里以内の海域」を「は一・五海里」以内の秋田県沖合海域」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県公営企業管理規程第十三号

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程

秋田県企業局組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条企画業務課の項第四号中「男鹿水族館、」を削る。

第七条から第十五条までを次のように改める。

第七条から第十五条まで 削除

第二十条第一項の表第三号を削り、同表第四号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号中「事務所等」を「事務所」に、「係等」を「班等」に改め、同号を同表第四号とし、同表第六号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第五号とし、同表第七号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第六号とし、同表第八号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第七

号とし、同表第九号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第八号とし、同表の備考中「事務所等」を「事務所」に改め、「第十三条」及び「及び水族館」を削り、同表第二項の表第一号中「事務所等」を「事務所」に改め、同表第六号を削り、同表第七号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第六号とし、同表第八号を削り、同表第九号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第七号とし、同表第十号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第八号とし、同表第十一号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十二号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十三号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十四号中「第七号」を「第六号」に、「第十一号」を「第九号」に、「第八号及び第九号」を「第七号及び第八号」に、「及び前項」を「並びに第二項」に、「第十二号及び第十三号」を「第十号及び第十一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十四年十一月一日から施行する。

(秋田県企業局事務決裁規程の一部改正)

2 秋田県企業局事務決裁規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。
第二条第五号、第三条第二項第十五号、第五条第一項第四号から第六号まで及び第九号、第八条(見出しを含む。)並びに第九条第一項中「事務所等」を「事務所」に改める。

(秋田県企業局旅費規程の一部改正)

3 秋田県企業局旅費規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。
別記様式(1)の注1中「出張旅費帳」を「出張旅費」に改める。

(秋田県企業局被服貸与規程の一部改正)

4 秋田県企業局被服貸与規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。
別表第二号及び第三号を削り、同表第四号中「事業所」を「事務所」に改め、同号を同表第二号とし、同表第五号中「水族館」を削り、同号を同表第三号とし、同表第六号を同表第四号とし、同表の備考中「事業所」を「事務所」に、「事務所等」を「事務所」に改める。

(秋田県企業局企業職員給与規程の一部改正)

5 秋田県企業局企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

(秋田県企業局企業職員給与規程の一部改正)

6 秋田県企業局企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

(秋田県企業局企業職員給与規程の一部改正)

7 秋田県企業局企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

(秋田県企業局企業職員給与規程の一部改正)

8 秋田県企業局企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第五号中「事務所等」を「事務所」に改め、同号中(二)を削り、(三)を(二)とする。
別表第二の備考中「主任技師(飼養業務)、技師(飼養業務)」を削る。
別表第三第六号2、第七号3及び第八号2中「事務所等」を「事務所」に改め、同表の備考一中「事務所等」を「事務所」に改め、「及び別表第六」を削り、同表の備考二中「事務所等」を「事務所」に改め、「別表第六において同じ」を削る。

別表第五中「及び水族館長」及び「水族館副館長」を削る。

(秋田県企業局公印取扱規程の一部改正)

6 秋田県企業局公印取扱規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「事務所等」を「事務所」に改める。
別表第二号中「事務所等の公印」を「事務所の公印」に改め、同号の表公営企業

管理者印の項を削り、同表所長印の項中

秋 田 県
所 (館) 長

を

秋 田 県

所 長

に、「事務所等」を「事務所」に改め、同表の備考中「事務所等」を「事務所」に改める。

務所」に改める。

(秋田県企業局企業職員服務規程の一部改正)

7 秋田県企業局企業職員服務規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。
様式第八号の二の注1中「出張旅費帳」を「出張旅費」に改める。

(秋田県公営企業財務規程の一部改正)

8 秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

目次中

第六節 たな卸し(第百八十五条 第百八十七条)

第七節 補則(第百八十七条の二)

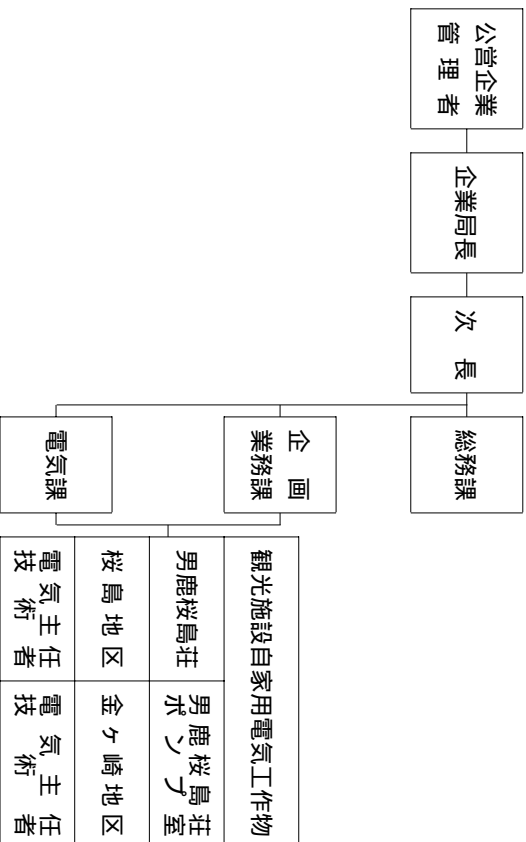
を「第六節 たな

- 卸し(第百八十五条 第百八十七条)に改める。
 第二条第四号中「事務所等」を「事務所」に改める。
 第七条第一項中「又は副館長」を削る。
 第三十五条第一項中「次の各号に掲げるもの」を「男鹿桜島荘の使用料」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に規定する」を削る。
 第七十二条第一項第二号中「及び食事用材料」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「第二号から前号まで」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。
 第七章第七節を削る。
 (秋田県観光施設事業自家用電気工作物保安規程の一部改正)
 9 秋田県観光施設事業自家用電気工作物保安規程(昭和四十五年秋田県公営企業管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。
 第二十三条中「から別図第三まで」を「及び別図第二」に改める。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 電気工作物(第1条関係)

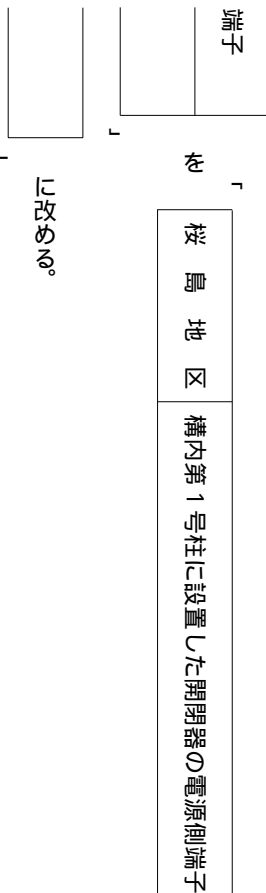
事業区分	施設名称	所在地	電気工作物	
			受電電圧	発電電力容量
観光施設事業	桜島地区需要及び発電設備	秋田県男鹿市加茂青砂字中台	6,600 V	275kVA
			6,600 V	500kVA
観光施設事業	金ヶ崎地区需要設備	秋田県男鹿市戸賀字鱒岱地内	200 V	105kVA 1台
			200 V	

別表第2 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理組織(第2条、第5条関係)



別表第四中

戸 賀 地 区	戸賀支線第14号柱に設置した開閉器の電源側
桜 島 地 区	構内第1号柱に設置した開閉器の電源側端子



別図第一を削り、別図第二を別図第一とし、別図第三を別図第二とする。

(秋田県企業局企業職員安全衛生管理規程の一部改正)

10 秋田県企業局企業職員安全衛生管理規程(昭和五十六年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「事務所等」を「事務所」に改める。

第十二条の二第三項中「安全衛生推進者(衛生推進者)選任報告書」を「安全衛生推進者選任報告書」に改める。

第十二条の四及び第十二条の五を削る。

第十五条の二第一項第二号中「六人」を「五人」に改める。

第十五条の六中「、衛生推進者」を削る。

様式第一号中「~~安全衛生推進者(衛生推進者)選任報告書~~」を「~~安全衛生推進者選任報告書~~」に改め、同様式の注2中「又は衛生推進者の新任」を「の新任」に改め、「安全衛生推進者又は衛生推進者の兼任」を「兼任」、「、兼任」を「及び兼任」に改める。

(秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

11 秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成七年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、男鹿水族館」を削る。

第十九条中「休暇」を「勤務時間及び休暇等」に改める。

(秋田県企業局行政文書管理規程の一部改正)

12 秋田県企業局行政文書管理規程(平成九年秋田県公営企業管理規程第八号)の一

部を次のように改正する。
第二条第三号及び第五号中「、第十三条」を削り、「事務所等」を「事務所」に改める。
別表第一中「事務所等」を「事務所」に改める。
様式第五号(2)中「事務所等用」を「事務所用」に改める。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp

